

予算決算常任委員会 摘 錄

1. 開 催 日 令和5年9月4日（月） 議場
2. 出席 委員 赤木忠徳委員長 近藤久子福委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠 席 委員 なし
4. 事務局職員 山根啓莊議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説 明 員 大原直樹事務副市長 矢吹有司事業副市長 島田虎往総務部長 東健治総務課長 福本
敬夫財政課長 中廣勝文総務課総務法制係長 高浦光司財政課財政係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 2名
8. 会議に付した事件
- 1 付託議案（補正予算）
議案第109号 令和5年度庄原市一般会計補正予算（第4号）
- 2 付託議案（決算認定）
議案第115号 令和4年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第116号 令和4年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について
議案第117号 令和4年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第118号 令和4年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第119号 令和4年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第120号 令和4年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
議案第121号 令和4年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第122号 令和4年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第123号 令和4年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第124号 令和4年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第125号 令和4年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第126号 令和4年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第127号 令和4年度庄原市水道事業会計決算認定について
議案第128号 令和4年度庄原市下水道事業会計決算認定について
議案第129号 令和4年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
議案第130号 令和4年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

午後1時00分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音録画を許可しています。

1 付託議案（補正予算）

議案第 109 号 令和 5 年度庄原市一般会計補正予算（第 4 号）

○赤木忠徳委員長 議案第 109 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算第 4 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 本会議で上程させてもらいました、議案第 109 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算第 4 号について説明します。なお、全体説明につきましては、所管部署より詳細について説明します。

○赤木忠徳委員長 総務課長。

○東健治総務課長 それでは、総務部総務課所管の補正予算案について御説明申し上げます。本日お配りしています、損害賠償請求訴訟の提起に係る予算について、をごらんください。木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る住民訴訟の判決確定に伴い、地方自治法の規定により、本年 6 月 13 日付けて前市長に対して損害賠償請求を行っています。請求に対する納期限内の支払がなかったことから、規定に基づき、前市長に対する損害賠償請求訴訟を提起することとし、必要な手続を進めてまいります。訴訟提起に関しては、地方自治法の規定により、損害賠償請求に対する支払がなかった場合、損害賠償請求訴訟を提起しなければならないと規定されています。訴訟対応に係る予算です。一般会計補正予算書第 4 号、10 ページ、11 ページとなります。2 款、1 項、1 目の 03 総務一般管理事業につきまして、裁判所への申し立て手数料として、印紙代の 73 万 7,000 円、書面作成や法廷対応等訴訟代理人弁護士との業務委託料といたしまして、着手金 275 万円、合計 348 万 7,000 円を計上するものです。続きまして、補正予算書第 4 号の 4 ページとなります。第 2 表、債務負担行為補正です。業務委託の成功報酬分につきましては、判決確定に一定の期間を要し、業務完了が次年度となることが想定されることから、債務負担行為により、期間を事件が完結するまでの間とし、限度額を損害賠償請求事件の訴訟代理委任契約に定める額として計上するものです。なお、成功報酬額については、損害賠償請求額の全額を回収した場合、594 万円となる見込みです。総務課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 1 つは、こうして新たに一般財源を使って裁判に臨むわけですから、先ほども少し市長からありましたが、この裁判の結果について、速やかに市民の皆さんに説明する必要があるのではないかと思います。それはどうされるのかということと、もう 1 点は、先ほどの本会議で副市長の答弁にもございましたが、第三者委員会とかさまざまところで、この事業の問題点をいろいろと指摘されていたと言われました。にもかかわらず、一審、二審では、庄原市は農政局とも相談して進めたし、法令に基づいて取り組んだので問題なかったと裁判で主張されたわけですが、それが結果として認められなかったわけです。単純な話、市民に対して、庄原市が裁判でそういう主張をしたけれども、それは、第三者委員会やさまざまところで指摘されたように間違いであったと。今後は、きちんと、そういうことにならないように、法令に基づいて新しい事業をどんどん取り組んでいくということを言われば、市民の皆さんにわかりやすいのですが、何かそこがはつきりしないので、ぜひその点を

はつきりさせてもらいたい。この2点をお聞きしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 御質問にお答えいたします。まず、1点目の市民説明についてです。現在、確定判決の履行対応を行ってきています。今後、損害賠償請求訴訟提起をはじめとし、一連の対応を行う中で、市民の皆さんにはお知らせ等をしてまいりたいと考えています。また、第三者委員会等を設置し、提言をもらう中で、第一審、第二審への対応につきましては、これまで何度か説明もしていますが、第一審の判決を受け、市として改めて主張をしていく、改めて述べたいということから、第二審、控訴審判決に臨んでいます。控訴審判決につきましては、第一審の内容と同様の判決となつたことから、市は上告しないこととし、今後は、判決確定に伴つた対応、主文に示された内容を、関係法令等に基づいて対応していくというものです。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 ずっとその答弁なのですが、先ほども言いましたように、第三者委員会等で、この事業にはいろいろな問題点があつたと。早くきちんとチェックすれば、この事業をとめることもできたという第三者委員会の指摘がありました。にもかかわらず、裁判ではそのことは一切なく、簡単に言えば、庄原市は法令に基づいてきちんと進めてきたということを主張されたけれども、それが認められなかつたわけです。市民の皆さんに、庄原市が一審、二審と、こういう主張をしたけれども、実際は認められなかつたということについて、誰が考えても、市の主張が間違つてゐたわけです。裁判で客観的にそう判定されたわけです。ですから、庄原市はそういう主張をしたけれども、間違つてゐた、ということをなぜ言わぬのか。間違つてゐたと言つたら何か不都合があるのか。逆にそう思つてしまふ。先ほど言いましたように、この間ずっと一般財源を使って裁判を行つてきた。法律に基づいて裁判を行うわけですが、それは公金ですから、我々とか皆さんのがポケットマネーで行うのではない。だから、そういう意味では、市民の皆さんに納得してもらおうと思えば、この裁判の経過について、市として率直な態度表明をして、市民の皆さん、もう一度その公金を使わせてくださいというのが本来ではないかと思うのです。なぜその言葉が執行者の皆さんから出ないのか。あるいは、それを出しができないのか。そこだけ簡単に説明してください。この予算に反対するということではありません。

○赤木忠徳委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 御質問にお答えします。繰り返しの答弁にはなりますが、訴訟の第一審または控訴審等につきましては、市の考えをしっかりと述べていくことで対応してまいりました。そうした中、裁判所で市の主張は認められなかつたという状況です。議会にも全協等で御説明し、その判決というものは重く受けとめる中で、市としては上告をしないということも報告しています。判決が確定し、今後の取り組みにつきましては、法令に定めた形の中で、判決にしたがつて行っていくことになります。その関係法に基づいた取り組みの中で行うということで、これにつきましては、広報しよばらでも既にお知らせもしている状況にあります。今後におきましても、これから提起していくます損害賠償請求訴訟の結果等については、必要な時期に、また報告をしていく必要はあるかと考えています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 端的に聞きますが、庄原市の今の執行者の考え方としては、一審、二審で庄原市が主張

したことは間違ってなかったと。正しかったのだということですか。一切言われない。そこが、正しかったけれども裁判所では認めてもらえなかったということか。そこはどうしても引っかかるので、そうではないと思うのですが、その点だけはつきりとお答えをしてもらいたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。事務担当副市長。

○大原直樹副市長 行政訴訟事件につきましては、先ほど来、市長も答弁いたしましたが、控訴の段階で、市として主張すべき事項があるという中で主張をさせてもらいました。そうした中、控訴審が出た段階で、市の主張は採用されないという司法判断がありましたので、最高裁の上告は断念したと。そして、市の主張が採用されない判決が最高裁で確定したということでありますので、それに沿って、市は今後、しっかりと事務を進めていく。特に、先ほど谷口議員もおっしゃいましたが、判決の中の部分、さらには、第三者委員会でも、事務執行上、マネージメント、リスク管理がしっかりできていない、こうした点は改善すべきだという点も踏まえて、リスクマネージメント審査会等、外部の方の審査もしてもらうようにし、執行してまいりたい。また、今後ですが、主文で、当然、地方自治法の規定に基づきまして、支払がない場合は賠償請求訴訟を起こす。そして、訴訟の中で、判決に従った市として主張をして、これから、再度の訴訟手続に入っていくと。こういうことが必要だと思っておりますので、こうした取り組みを進めてまいります。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。執行者は御退席ください。それでは、採決を行います。議案第109号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

[投票]

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18名、賛成18名。以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第109号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。この際、暫時休憩いたします。再開は、本日の本会議散会後といたします。

午後1時15分 休憩

午後1時40分 再開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

2 付託議案（決算認定）

議案第115号 令和4年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第116号 令和4年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について

議案第117号 令和4年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 118 号 令和 4 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 119 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 120 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
議案第 121 号 令和 4 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 122 号 令和 4 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 123 号 令和 4 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 124 号 令和 4 年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 125 号 令和 4 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 126 号 令和 4 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 127 号 令和 4 年度庄原市水道事業会計決算認定について
議案第 128 号 令和 4 年度庄原市下水道事業会計決算認定について
議案第 129 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
議案第 130 号 令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○赤木忠徳委員長 本委員会への付託案件について、議案第 115 号、令和 4 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第 130 号、令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括審査することにいたします。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。審査の方法については、常任委員会の所管事務の例による区分により、分科会において審査することを 8 月 10 日の本委員会で確認をしていますので、本日は、説明を受け、全体質疑のみを行います。これより、執行者から説明を受けます。総務部長。

○島田虎往総務部長 今、委員長からもありましたとおり、議案第 115 号、令和 4 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定から、議案第 130 号、令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定までの、合計 16 会計の決算認定につきまして、御審議をよろしくお願ひいたします。内容につきましては、決算審査参考資料、令和 4 年度決算の概要により、財政課長から総括的な説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 それでは、決算審査参考資料 1、令和 4 年度決算の概要と参考資料 2、市町村普通会計決算カードによりまして、決算の概要について御説明をいたします。まずは、参考資料 1、決算の概要 1 ページをごらんください。先ほどの市長の説明と重複する部分がありますが、御了承ください。令和 4 年度一般会計決算の状況につきましては、歳入が 343 億 4,968 万円、歳出が 333 億 3,720 万円で、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は 8 億 3,400 万円となりました。なお、普通会計での決算概要ですが、参考資料 2、決算カードをごらんください。こちらの普通会計につきましては、総務省において、他の団体と比較が可能となるよう統一基準を設けており、庄原市の普通会計では、一般会計と住宅資金特別会計、歯科診療所特別会計、休日診療センター特別会計を合わせたものから、歳入歳出の繰出、繰入の重複分を控除したもので、普通会計ベースとしています。これによります、普通会計における単年度収支ですが、2 ページ上段の 6 番に記載していますように、令和 3 年度の実

質収支が多額であったということから、4億1,020万3,000円の赤字でした。また、10番の実質単年度収支ですが、2億2,426万2,000円の黒字となっています。また、右側の中段には経常収支比率を記載しています、96.8%と前年度比4.2%上昇しています。この要因ですが、4ページに記載しています、性質別歳出の経常一般財源、Lの欄に計上している173億5,085万円を、3ページの歳入経常一般財源、Kの欄ですが、こちらの合計179億3,023万9,000円で除した数値が、経常収支比率となります。歳出で、公債費が既発債の償還額が増加したこと、光熱費など物価上昇に伴い物件費が増額となったこと、歳入におきまして、地方交付税のうち普通交付税が前年比減額となったことや、地方債のうち臨時財政対策債が大幅な減額となったことなどが、経常収支比率が上昇した大きな要因となっています。それでは、決算の概要の2ページにお戻りください。市債の発行額につきましては、発行額全体で29億765万円と、前年度と比較しますと、新焼却事業の完了による減額や臨時財政対策債の減額等により、14億6,857万円の減額となりました。実質公債比率につきましては、11.3%で、0.3%数値が上昇しており、公債費の既発債の償還額増加が主な要因となっています。続きまして、3ページ、4ページをごらんください。歳入決算の概要につきまして、重立ったもののみ御説明いたします。①の市税及び④の地方交付税につきましては、後ほど説明します。⑤国庫支出金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金の増額などにより、2億8,126万円、率にして5.7%の増となっています。⑥の県支出金ですが、基盤整備促進事業補助金や現年の農地災害復旧事業補助金の増額などにより、1億3,097万円、率にして3.9%の増となっています。⑦の繰入金ですが、地域振興基金の取り崩しの増額などにより、9,176万円、10.2%の増となっています。⑨の市債ですが、先ほど説明いたしましたとおり、14億6,857万円、33.6%の減となっています。続きまして、5ページをごらんください。市税につきまして御説明いたします。まず、個人市民税ですが、前年比809万円の増額となりました。法人市民税が原材料費等の高騰により、1,264万円の減少となっています。固定資産税につきましては、大規模な太陽光発電施設の稼働等の影響により、3,070万円の増額となり、市たばこ税が805万円、入湯税が578万円の増額となるなど、市税全体では4,292万円、率にして1.1%増の38億3,890万円となっています。6ページ、地方交付税につきましては、普通交付税が、公債費分の算入額が増加したことに加え、交付税財源となる国税の增收に伴う追加交付があったものの、臨時財政対策債償還基金費の皆減などに伴い基準財政需要額が減額となったことから、1億9,618万円、率にして1.6%減の122億6,376万円となりました。特別交付税につきましては、除雪事業に係る交付税の増加などにより2,871万円、率にして1.3%増の21億7,511万円となり、地方交付税全体では、1億6,747万円、1.1%減の144億3,888万円となっています。臨時財政対策債につきましては、交付税総額が不足する場合、不足額を補填するための地方債ですが、前年比3億347万円、率にして63.5%減の、1億7,425万円の発行となっています。続きまして、7ページ、8ページをごらんください。歳出決算の概要につきまして、重立ったもののみ御説明いたします。②総務費につきましては、自治振興センター整備事業の増額などにより、5億9,591万円、17%増となりました。③民生費は、価格高騰緊急支援給付事業の増額などがあったものの、子育て世帯臨時特別給付事業などの減額により、2億7,574万円、3.4%の減となっています。④衛生費ですが、新焼却施設整備事業が最終年度となったことに伴う大幅な減額などにより、16億3,580万円、38.5%の減となっています。⑥農林水産事業費ですが、基盤整備促進事業、これは、主に栗頭首工整備事業で、そのほか、畜産振興事業における飼料高騰対策支援事業の増額な

どにより、1億1,231万円、4.9%の増となっています。⑧土木費につきましては、除雪事業や橋梁維持事業の増額などにより、2億9,912万円、11.2%の増。⑩教育費は、市民会館整備事業の増額などにより、8億152万円、35.5%の増となっています。⑪災害復旧費ですが、現年公立学校施設災害復旧事業、過年農地災害復旧事業などの減額により、3億3,129万円、率にしまして10.7%の減となっています。⑫の公債費につきましては、既発債の償還額が増加したものの、令和3年度で繰上償還を2.6億円行ったことも相なりまして、7,401万円、1.6%の減となっています。続きまして、9ページ、歳出決算額の性質別なものにつきまして、改めて簡単に御説明をいたします。②物件費は、除雪経費が増額となったほか、光熱費の高騰等に伴う経費の上昇など、4億107万円、9.5%の増となりました。④扶助費につきましては、価格高騰緊急支援給付事業が増額となったものの、子育て世帯臨時給付事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付事業が減額となったことから、4億7,226万円、10.3%の減となっています。⑥普通建設事業費につきましては、市民会館及び庄原自治振興センター大規模改修事業が大幅な増額となった一方、新焼却施設整備事業の大幅な減額などにより、全体では1億765万円、率にして2.1%の減。⑦の災害復旧費については、3億2,963万、率にして10.6%の減となっています。続きまして、11ページ、12ページは、市民1人当たりの決算状況及び市債残高について記載をいたしております。13ページでございますが、参考資料といたしまして、原油価格・物価高騰の影響に対する経済対策の実施状況、新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況を記載しています。経済対策につきましては、事業内容を記載し、事業総額は、6億6,970万1,000円となっています。コロナウイルス感染症対策については、事業区分ごとに主な事業内容を記載しており、事業総額は、5億9,985万6,000円となっています。14ページにつきましては、地方消費税交付金の増収分の使途を記載しています。続きまして、15ページにつきましては、森林環境譲与税の使途を記載しています。16ページ上段には、11の特別会計決算の概要について記載していますが、いずれの会計も、収支均衡または黒字決算としています。中段以降に、公営企業会計決算の概要につきまして、水道事業、病院事業、下水道事業を記載しており、いずれも、当年度純利益は黒字決算となっています。最下段には、比和財産区特別会計の決算状況を記載しています。17ページですが、基金残高の状況を記載しています。この中で、財政調整基金につきましては、44億円余りの残高となっています。最後になりますが、18ページは、普通会計における性質別・目的別の決算額について記載しています。非常に簡単ではありますが、以上で決算概要の説明とします。

○赤木忠徳委員長 ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 質疑なしと認めます。以降の審査は分科会で行うものといたします。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。本日は、これをもちまして散会いたします。

午後1時54分 散会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長